

トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補） 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、トンネル長寿命化修繕計画策定業務委託（維補）に適用する。本特記仕様書に明示なき一般事項は「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」に基づく。

第2条 業務内容

本業務は、平成31年度～令和5年度に実施したトンネル定期点検結果及びトンネル修繕工事の実績を基に、福島県トンネル長寿命化修繕計画（令和3年8月）の更新を行うものである。※1

修繕計画の対象施設は、道路法の道路において福島県が管理するトンネルのうち、平成31年度～令和5年度に定期点検を実施したトンネル（163箇所）とする。

ただし、計画施設数については、年度中の移管や点検実施の遅延等により増減する場合、契約変更の対象としない。

（1）計画準備

長寿命化修繕計画を策定するにあたり、業務計画書を作成し、必要となる資料の収集・整理等の準備作業を行う。

（2）点検結果の整理

○2巡目点検結果の整理

道路トンネル定期点検要領に基づき平成31年度～令和5年度に定期点検を実施した163箇所について、点検調書を基に点検結果一覧を整理し、建設年代や地域、部位・部材ごとの変状・劣化の状況や傾向などの分析を行う。※2

○1巡目点検から2巡目点検への推移の整理

1巡目点検（平成26年度～平成30年度）において健全性ⅠまたはⅡであったが、2巡目点検（平成31年度～令和5年度）において健全性ⅢまたはⅣに推移したトンネルについて、健全性ⅠまたはⅡから健全性ⅢまたはⅣに推移した部位・部材を抽出し、健全性ⅢまたはⅣに推移した原因・条件を分析し、維持管理上の留意点を示す。

また、分析結果を基に福島県の管理するトンネルにおいて、健全性ⅢまたはⅣに推移しやすい条件のトンネルおよび部位・部材を推定する。

なお、1巡目点検において健全性ⅠまたはⅡであった89箇所のうち、2巡目点検において健全性ⅢまたはⅣに推移したトンネルは40箇所であり、若干数の変更については契約変更の対象としない。

(3) トンネル長寿命化修繕計画の更新

○修繕方針の検討

福島県のトンネルの現状を踏まえ、メンテナンスサイクルを構築するための優先順位の考え方や新技術の活用方針を含む修繕方針を検討する。

○費用の縮減に関する具体的な目標の検討

集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を検討する。

○個別施設計画の作成

健全性の診断区分Ⅲ以上のトンネル(94箇所)について、劣化や変状に応じて、原因等を推定した上で標準的な修繕工法を選定し、修繕概算費用や修繕優先順位を踏まえた更新予定年次などを検討し一覧を作成する。

(4) 報告書の作成

電子データを含む報告書1部を作成する。

第3条 打合せ等

業務に関する打合せ記録は、打合せ後速やかに提出する。なお、打合せ回数は3回を予定するものとし、業務着手時及び完了時には管理技術者が出席する。

【補足事項】

※1

公表資料について、以下のとおり。

○福島県トンネル長寿命化修繕計画（令和3年8月）及び各長寿命化修繕計画
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035c/shuuzennkeikaku.html>

○トンネル定期点検結果

福島の道路メンテナンス概要（2025年3月）

<https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/antenna/pdf/douromente.pdf>

※2

各業務内容が関連する長寿命化修繕計画の参考頁は以下のとおり。

業務内容	福島県トンネル 長寿命化修繕計画 （令和3年8月）	（参考）福島県橋梁 長寿命化修繕計画 （令和6年9月）
（2）点検結果の整理		
○2巡目点検結果の整理	○P1～P21	○P1～P34 添付資料1
○1巡目点検から 2巡目点検への推移の整理	—	○P35～P53
（3）トンネル長寿命化 修繕計画の更新		
○修繕方針の検討	○P22～P25、 P30～P31	○P54～P91
○費用の縮減に関する 具体的な目標の検討	—	○P89
○個別施設計画の作成	○P26～P29	○添付資料2

